

資料編

登米市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年1月16日

告示第6号

(設置)

第1条 高齢者福祉計画の策定にあたって必要な事項を審議し、提言を行い、市民の意見を広く反映させるため、登米市高齢者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 登米市高齢者福祉計画策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者3名
- (2) 被保険者 3名
- (3) 介護事業者3名

3 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

5 委員の任期は、当該事業の目的達成までの期間とする。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(策定委員会の開催)

第5条 策定委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 計画策定された重要事項の審議を行うとき。
- (2) その他必要な事項を審議するとき。

(会議)

第6条 会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、長寿介護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月16日から施行する。

附 則（平成20年6月12日告示第128号）

この告示は、平成20年6月12日から施行し、改正後の登米市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

登米市高齢者福祉計画策定委員名簿

委員区分		氏名	所属／備考
委員長	学識経験者	關 嘉 基	登米市民生委員 児童委員協議会会長
副委員長	被保険者代表	高 橋 時 子	市民
委員	学識経験者	小野寺 良 雄	登米市国民健康保険 運営協議会会長
委員	学識経験者	菅 原 盛 家	菅原内科クリニック院長
委員	被保険者代表	飯 塚 敬 子	市民
委員	被保険者代表	鈴 木 まつ枝	市民
委員	介護事業関係者	高 倉 猛 男	登米福祉会理事長職務代理
委員	介護事業関係者	熊 谷 いくえ	特別養護老人ホーム 南風園施設長
委員	介護事業関係者	佐 藤 聡 祐	宮城登米広域介護サービス 取締役

登米市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定経過

年 月 日	開 催 し た 会 議 等
平成29年 5月17日	第1回登米市高齢者福祉計画策定委員会・登米市介護保険運営委員会
平成29年 8月22日	登米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定作業部会
平成29年10月18日	第2回登米市高齢者福祉計画策定委員会・登米市介護保険運営委員会
平成29年12月 1日	登米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討委員会
平成29年12月20日	第3回登米市高齢者福祉計画策定委員会・登米市介護保険運営委員会
平成30年 1月19日	第4回登米市高齢者福祉計画策定委員会・登米市介護保険運営委員会